

業務仕様書

1 業務名称

とりぎん文化会館非常用発電機内部観察等点検業務（以下「本業務」という。）

2 業務場所

とりぎん文化会館（鳥取市尚徳町101-5）

3 業務履行期限

令和4年3月25日（金）まで

4 業務内容

本業務は、設置後28年経過している非常用発電機について、エンジンシリンダ部や過給機の内部観察点検の実施及び部品・消耗品の取替を行うことにより、突発的な故障で運転不能になることを未然に防ぎ、非常時（停電時）における電源供給機能の維持することを目的とする。

詳しい業務内容については別紙の図面を参照のこと。

5 業務完了時の提出書類及び検査

業務完了後5日以内に業務完了通知書を提出し、令和4年3月31日までに検査を受けること。

6 成果品

業務完了時に、次の事項を記載した点検結果報告書を成果品として提出すること。

・試験成績書 ・作業写真（作業着手前、作業中、作業完了後）

7 業務実施に当たっての留意事項

（1）作業等に必要な資格

受注者は、非常用発電機に関する専門知識を有し、また保守点検等の実績があり、それらの作業に熟練した者に点検・整備作業等を行わせること。

（2）諸法令に定める所定の手続き等

受注者は、諸法令に定める所定の手続を適正に行うこと。

（3）作業日の指定

作業は、基本的にとりぎん文化会館の休館日等に実施すること。

具体的な作業日は、とりぎん文化会館担当職員（以下「施設職員」という。）と調整を行なって決定すること。

（4）既設品の処分等

取替の対象となる既設品及び発生材については搬出し、関係法令に従い、マニフェスト書類処理を含め、適正に処分すること。

（5）既存部分損傷等対応

運送、搬入、各種作業及び点検・調整に伴い既存部分を損傷等した場合は、速やかに発注者及び施設職員に報告し、既成にならない補修すること。

（6）不具合対応

発注者が実施する検査を終了した後1年間は、受注者の責任と認められる不良箇所が発生したものについては、受注者の負担で対応すること。それ以外のものについては、別途協議し決定すること。

8 その他

（1）業務実施に当たっては、発注者及び施設職員と十分調整を取ること。

（2）やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。

（3）本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従うこと。